#  **過疎地域における割増償却について**

　設備投資を行った場合には租税特別措置が活用できます。

　「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、志賀町が過疎地域に指定されました。

これにより本町では、個人又は法人が、製造業等の設備等を取得して事業の用に供した場合、

その減価償却について、５年間適用の割増償却が受けられます。

①制度活用に必要な手続き

租税特別措置（割増償却）を利用するためには、当該設備投資が町の策定した「計画」に合致しているかについて、町へ「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」を提出し、税務申告時に、町が発行する「証明書」を添付して申告する必要があります。

　※証明書･･･事業者が行う設備投資が本町の「産業振興促進計画」に適合する事の証明です。

租税特別措置（割増償却）の活用を希望される場合は事前に税務課まで

お問い合わせください。

②制度を活用する効果

租税特別措置（割増償却）を利用すると、通常の減価償却額より多い原価償却費として計上することができます。これにより、投資の回収速度が速まり、投資の初期段階における事業者の皆さまの資金繰りの改善効果があります。

**取得価額要件等**

　【対象業種】 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

　【対象事業】 機械・装置、建物・附属設備、構築物の減価償却資産を取得した事業

　　 業種・資本規模に応じ、以下のとおり取得価額の下限値を設定。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　事業者の地域　　　　 資本金業種　　　　  | 5,000万円以下 | 5,000万円超1億円以下 | 1億円超 |
| 対象 |  機械・装置、建物・付属設備、構築物の新増築、製作、改修等に係る取得 | 機械・装置、建物・付属設備、構築物の新増設に係る取得 |
| 取得価格 | 製造業・旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| 農林水産物等販売業・情報サービス業等 | 500万円以上 | 500万円以上 |
| 償却限度額 | 機械装置 : 普通償却限度額の32％建物・付属設備、構築物 : 普通償却限度額の48％ |
| 適用期間 | 5年間 |

　【提出書類】

　　　１）産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

　　　２）設備投資した場所の地図

　　　３）資本金等確認できる書類のコピー　（登記事項証明書など）

　　　４）設備投資の時期、取得価額が確認できる領収書等のコピー

　　【提出先】　志賀町税務課